

公的統計が「社会の情報基盤としての統計」としての役割を十分に果たすことができるよう、中央統計機関の一翼として、公的統計制度の基盤となる役割を担い、その政策実施機能が最大限に発揮され、国民からの信頼を確保し得るものとする。

第1 中期目標の期間

- ・平成25年度から平成29年度までの5年間

第2 業務運営の効率化に関する事項

- ・業務経費及び一般管理費(一部経費を除く)について、期末年度までに前期末年度の85%以下とする
- ・新たに対応が必要となる業務に係る人員を除き、期末の常勤役職員数を前期末の8割以下とする
- ・ICTの活用など他のコストと比較の上、民間委託を積極的に実施する
- ・職員の能力開発を積極的に行うとともに、人員の重点配置など業務体制の見直しを行う

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・各種統計調査の製表業務に関し、納期を順守し、更なる質の向上に取り組む
- ・調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡充に伴い新たに発生する業務に適切に取り組む
- ・受託製表業務の受託件数について前期以上の実績を目指す
- ・公的統計の二次的利用サービスについて、サービス提供の拡大に努める
- ・GISによる情報提供の更なる向上を始めとする統計提供機能の強化の検討・開発を行う
- ・事業所母集団データベースの機能の追加や整備情報の拡大の準備を行う
- ・製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質の向上に資する研究に取り組むとともに、統計ニーズへの多様化への対応に資するため、統計データの提供に関する研究等の必要な研究に積極的に取り組む
- ・発展的な業務運営に向け、適切な目標を立てるとともに、業務の性質に応じた定量的な評価指標の精緻化を図る

第4 財務内容の改善に関する事項

- ・毎年度の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する

第5 その他業務運営に関する事項

- ・統計活動に関する国際協力に取り組む
- ・内部統制の充実・強化を図る
- ・情報セキュリティ対策及び危機管理を徹底する